

一般廃棄物、産業廃棄物等（放射性廃棄物以外）の管理

研究開発及び施設運転等に伴って発生する一般・産業廃棄物については、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に努めています。

取組状況

2000年6月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適切な処分、天然資源の消費抑制等、環境への負荷低減が重要となっています。

2007年度の一般廃棄物、産業廃棄物の総発生量は約2,500t（前年度：約1,900t）でした。

主な再生資源量としては、一般廃棄物リサイクル量約1,100t、産業廃棄物リサイクル量約63t、建設リサイクル量約3,900tでした。

原子力機構では、それぞれの拠点において一般廃棄物、産業廃棄物の他、建設廃棄物についても3R（リデュース、リユース、リサイクル）に継続して取り組んでいます。

廃棄物の種類別発生量、再生資源量（2007年度）

廃棄物の種類	発生量（t）*1	再生資源量（t）
一般廃棄物	約1,400*2 （約1,300）	約1,100 （古紙、金属等）
特別管理一般廃棄物	約3 （約51）	—
産業廃棄物	約1,100 （約470）	約63 （金属等）
特別管理産業廃棄物	約37 （約22）	—

*1 表中の（ ）内は前年度の実績を示します。
*2 一部、各市町村の清掃センターへの払い出し量は除きます。

一般廃棄物の管理

一般廃棄物¹⁾は、各市町村の清掃センター及び業者へ処理を委託するとともに、一部拠点で焼却処理を行い、廃棄物の減量化に取り組んでいます。

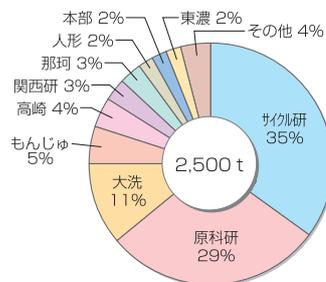
その結果、一般廃棄物は約1,400t（前年度：約1,300t）、特別管理一般廃棄物²⁾は約3.0t（前年度：約51t）であり、再生資源はコピー用紙、雑誌類、段ボール紙等（以下、「古紙」といいます。）約440t（前年度：約280t）、金属類約470t（前年度：約850t）、その他約200t（前年度：約92t）に分別回収して資源の再生利用に取り組んでいます。

今後とも、各拠点において、一般廃棄物の発生抑制と古紙の再生利用を推進していきます。

廃棄物の種類別割合（2007年度）



廃棄物量の拠点別割合（2007年度）



その他：敦賀本部、ふげん、青森、国際セ、幌延、東京地区、NEAT

1) 一般廃棄物：本報告書では、非放射性廃棄物のうち産業廃棄物を除く廃棄物を一般廃棄物としています。紙、生ゴミ等、家庭、オフィスから出る廃棄物と同様のものです。
2) 特別管理一般廃棄物：一般廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性・その他人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれのある性状のもので、処分に伴う運搬及び処理を外部に委託しています。

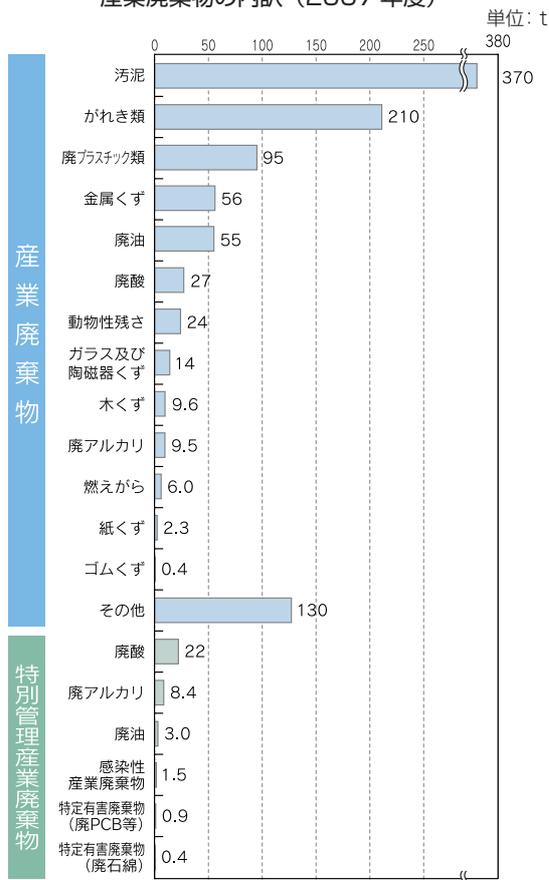
産業廃棄物の管理

産業廃棄物³⁾は委託処理をしており、委託業者の許可証の確認、産業廃棄物管理票（マニフェスト）による適正処理の確認等を行っています。

その結果、産業廃棄物は約 1,100 t（前年度：約 470 t）、特別管理産業廃棄物⁴⁾は約 37 t（前年度：約 22 t）であり、金属等の再生資源量として約 63 t（前年度：約 28 t）を回収しました。なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の件数としては、産業廃棄物が 432 件（前年度：499 件）、特別管理産業廃棄物が 73 件（前年度：82 件）でした。

今後とも、廃棄物の最終処分埋立量、再資源化量の把握に努め、パフォーマンスの向上を図っていきます。

産業廃棄物の内訳（2007 年度）



建設リサイクル

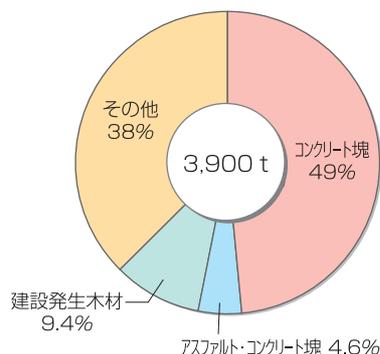
建設リサイクル法⁵⁾では、特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。

また、発注者には分別解体等の計画等を都道府県知事へ届け出ることを義務付けています。

発注者である原子力機構では、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めています。

原子力機構における施設の建設・解体・改造に伴う建設リサイクル量は、特定建設資材であるコンクリート塊が約 1,900 t（前年度：約 4,000 t）、アスファルト・コンクリート塊が約 180 t（前年度：約 660 t）、建設発生木材が約 360 t（前年度：約 150 t）、その他が約 1,400 t（前年度：約 930 t）で合計約 3,900 t（前年度：約 5,800 t）でした。

建設リサイクルの種類別割合（2007 年度）



- 産業廃棄物：廃棄物処理法で定められた研究開発活動に伴い発生する廃棄物は、再資源化を含めて処分に伴う運搬及び処理を外部に委託しています。
- 特別管理産業廃棄物：廃棄物処理法で定められた産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康、生活環境に被害を生ずるおそれのある性状のもので、処分に伴う運搬及び処理を外部に委託しています。
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号）